

社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会役員・評議員報酬及び費用  
弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償について定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 費用弁償の額は、別表のとおりとし、別表相当額の物品に代えて支給することができるものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 費用弁償は、役員等が協議会の開催する会議に出席したとき支給する。ただし、役員等のうち、扶桑町職員定数条例（昭和48年扶桑町条例第4号）第2条各号に規定する職員である者については支給しない。

2 役員等が協議会の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和55年扶桑町条例第12号）第2条第2項に規定する職員の例によるものとし、会長にあつては5級の職にある者の例により、その他の者にあつては、4級の職にある者の例によるものとする。

4 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、扶桑町一般職の職員に対する旅費の支給の例による。

(公表)

第4条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	支 給 の 額
会 長	月額 6,000円
理事・監事	1回 2,000円
評 議 員	1回 1,000円